■Article（vol.27）■ ……

平成21年度の税制改正法案の概要

日税研専務理事　坂田純一

……

自民党税調の大綱を始めとする平成21年度税制改正については、その行方をメルマガ本年1月号で紹介したところである。平成21年度予算は、波乱含みの国会情勢もあったが、2月27日衆議院本会議で可決成立し、年度内成立が可能となった。

平成21年度の税制改正案については、不透明な要素もあるが、政府原案は国会に提出されている（税制改正などの予算関連法案も2月27日衆議院本会議で可決成立）ことから、その概要（「所得税法等の一部を改正する法律案」など）を掲載する。なお、ここに掲載したものは、税理士にとって日常的業務に関連し関心の高い条項を主に取り上げた。また、消費税を含む税制の抜本改革の記述が附則に明記されたことから、その記述も併せ紹介する。

１．住宅・土地税制

（１）　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度について、適用期限を5年延長するとともに、次の措置を講ずる。住宅の取得等をして平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率については、年末残高の限度額が平成21年5,000万円、そして毎年限度額が1,000万円ずつ縮小され、平成25年では2,000万円となる。控除率は、いずれも1.0%とする。（租税特別措置法第41条、第42条の2、第42条の2の2関係）

（２）　認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の創設（租税特別措置法第41条の19の4関係）

（３）　平成21年及び平成22年に取得した土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設（租税特別措置法第35条の2、第65条の5の2、第68条の76の2関係）

①　個人が、平成21年11月1日から平成22年12月31日までの間に取得をした国内にあった土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中の当該譲渡に係る長期譲渡所得の金額から1,000万円（当該長期譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除する。

②　上記①の特別控除は、法人も同様とする。

（４）　平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の創設事業者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に、国内

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

にある土地等の取得をし、その取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までにこの特例の適用を受ける旨の届出書を提出している場合において、その取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、その事業者の所有する他の土地等の譲渡をしたときは、その先行して取得をした土地等について、他の土地等の譲渡益の100分の80相当額（その先行して取得をした土地等が平成22年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に取得をされたものである場合には、100分の60相当額）を限度として、圧縮記帳ができることとする。（租税特別措置法第37条の9の5、第66条の2、第68条の85の4関係）

（注）土地等が棚卸資産である場合には、他の課税の特例と同様に、本特例の対象とはならない。また、個人事業者の所有する土地等が事業用資産でない場合には、本特例の対象とはならない。

２．中小企業税制関係

（１）　中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を18%（現行22%）に引き下げる。（租税特別措置法第42条の3の2、第68条の8関係）

（注１）中小法人等とは、次の法人をいう。

①　普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社等を除く。）

②　公益法人等

③　協同組合等

④　人格のない社団等

（注２）協同組合等又は特定医療法人が連結親法人である場合の税率は、単体制度と同様に、年800万円以下の金額に対して19%（現行23%）に引き下げる。

（２）　中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとする。（租税特別措置法第66条の13、第68条の98関係）

（注）中小法人等の範囲は、上記（１）の項と同様。

（３）　中小企業等基盤強化税制の適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第10条の4、第42条の7、第68条の12関係）

（４）　商店街の活性化に関する法律（仮称）の制定に伴い、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500 万円特別控除の適用対象に、

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

同法の認定を受けた商店街活性化計画（仮称）又は商店街活性化支援計画（仮称）に基づく事業の用に供するために土地等を譲渡した場合を加える。（租税特別措置法第34条の2、第65条の4、第68条の75、附則第29条、第43条、第58条関係）

３．相続税制関係

（１）　取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度等の創設（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 関係）

①　経営承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得し、その会社を経営していく場合には、その経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その会社の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予することとする。

（注）「経営承継相続人」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定に基づき経済産業大臣の認定を受ける一定の非上場会社（以下「認定中小企業者」という。）の代表者であった者の後継者をいう。

（２）　取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度を創設（租税特別措置法第70条の7関係）

①　認定中小企業者の代表者であった者の後継者として経済産業大臣の確認を受けた者が、その代表者であった者から贈与によりその保有株式等の全部（贈与前から既にその後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。以下「猶予対象株式等」という。）を取得し、その会社を経営していく場合には、その猶予対象株式等の贈与に係る贈与税の全額の納税を猶予することとする。

②　贈与者の死亡時には、その後継者が猶予対象株式等を相続により取得したものとみなして、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算する。その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予を適用する。

（注）取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の創設に伴い廃止や経過措置が講ぜられるものは、次のものである。

（１）　特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例は平成21年3月31日をもって廃止する。（旧租税特別措置法第６９条の５関係）この場合において、平成21年3月31日までに、この特例の適用を受けるため相続時精算課税制度を選択して贈与を受けた株式等について次の経過措置を講ずる。（附則第64条関係）

①　この特例の適用要件を満たしている場合には、相続時にこの特例を適用する。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

② 平成22年3月31日までに相続税の納税猶予の適用を受ける旨の選択をした特定受贈者については、この特例に代えて上記②の相続税の納税猶予を適用する。

（２）　特定同族株式等に係る贈与税の相続時精算課税制度の特例は、上記（１）②と同様の経過措置を講じた上、廃止する。（旧租税特別措置法第70条の3の3、第70条の3の4、附則第64条関係）

（３）　農地等に係る相続税の納税猶予制度等について見直す。（租税特別措置法第70条の4、第70条の5、第70条の6、第70条の6の2、第70条の6の3関係）

４．納税環境整備

（１）　電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告（いわゆる電子申告）に係る所得税額の特別控除制度の適用期限を2年間延長する。

（２）　事前確定届出給与に係る届出について、その役員の前期の給与及び他の役員の給与の記載を省略する。

（３）　棚卸資産の評価について、所要の経過措置を講じた上、選定できる評価の方法から後入先出法及び単純平均法を除外する。

５．その他（附則関係）

（１）　税制の抜本的な改革に係る措置

① 政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組みにより経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。（附則第104条関係）（以下略）

・財務省HP「税制をめぐる最近の動き」
http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/sy012.htm

・財務省HP「税制改正の内容」
http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/syuzei04.htm

以上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。